

平成 27 年 12 月 11 日

指定管理者の指定について（練馬区立軽井沢少年自然の家）

1 内 容

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、練馬区立軽井沢少年自然の家の指定管理者をつぎのとおり指定する。

2 指定管理者

(1) 団体の名称

軽井沢フード株式会社

(2) 所在地

長野県北佐久郡軽井沢町中軽井沢10番地 8

(3) 代表者

代表取締役 岡田 二三男

3 指定の期間

平成28年 4 月 1 日から平成33年 3 月31日まで（ 5 年間）

4 選定の経過

平成27年 4 月22日 第 1 回指定管理者選定小委員会

（業務の範囲、利用料金制の採否、団体の特定および特定する理由、評価項目・評価基準、指定の期間の審議、モニタリングチェックシートに基づく最終総合評価）

5 月15日 平成27年度第 1 回指定管理者選定委員会

（業務の範囲、利用料金制の採否、団体の特定および特定する理由、評価項目・評価基準、指定の期間の審議結果の報告、モニタリングチェックシートに基づく最終総合評価）

7 月 7 日 第 2 回指定管理者選定小委員会

（企画提案書作成要項の審議）

7月23日	企画提案書作成要項配付・説明（団体を特定して実施）
7月29日	第3回指定管理者選定小委員会 （施設実地調査）
8月24日	企画提案書受付
8月28日	経営診断委託
9月2日	第4回指定管理者選定小委員会 （プレゼンテーションおよびヒアリングの実施、申請団体の評価、採点）
11月10日	平成27年度第2回指定管理者選定委員会 （申請団体の審査、指定管理者候補の決定）

## 5 選定の理由

選定に当たっては、申請団体の企画提案書、プレゼンテーションの内容、施設実地調査、経営診断その他提出書類等を評価した結果、練馬区立軽井沢少年自然の家の安全かつ効率的な運営が期待できることおよびこれまで当該施設を拠点とした校外事業の安全かつ安定的な実施に寄与してきた実績等の理由により、軽井沢フード株式会社が練馬区立軽井沢少年自然の家を運営するにふさわしいと判断した。評価項目ごとの評価内容はつぎのとおりである。（審査結果は、別表のとおり）

なお、指定管理者選定委員会および指定管理者選定小委員会では、有識者委員を加えて評価を行った。

### (1) 団体の安定性・継続性

直前期は減収減益となり営業損失を計上したが、手元資金は潤沢であり、財務内容が健全である。また、資金力、借入金の返済能力および経営の安全性は良好な水準にあり、長期的に安定した事業活動が可能である。

### (2) 団体運営の理念・姿勢および団体運営の透明性・公正性

安全・安心・快適な施設づくりを企業の基本理念・経営理念とし、業務上の課題や連絡事項等を共有できる体制を整えている。また、個人情報保護規程、情報公開要綱および情報セキュリティポリシー等が整備されており、団体運営の透明性・公正性が確保されている。

### (3) 団体運営における法令等の遵守状況

自社および社会保険労務士等への外部委託による法令等の遵守状況等のチェック体制が構築されており、給与規程、就業規則等の労働関係法令の法改正等への対応を随時図る等の法令遵守に努めている。また、定期的に行われている株主総会・取締役会においても検証が行われている。

(4) 運営実績

昭和54年の軽井沢高原寮の時代から現在までの約36年の間、適正に委託業務を遂行し、安全かつ効率的な施設運営に寄与している。また、他の自治体等の類似施設の指定管理業務、施設総合管理業務、給食提供業務または建物管理業務等の受託・運営実績がある。

(5) 効率的運営・効率化への取組

繁忙期や閑散期に応じて、効率的な人員配置を行うことで経費の節減に努めている。また、専門知識・技術を持った人員を確保し、施設・設備管理を可能な限り自社で実施するとともに、他の事業所との連携を図る等の民間ならではの効率的な運営を行っている。これらの取組により、指定管理者制度導入前に比べ管理業務費の縮減を達成している。

(6) 受託への熱意・意欲

「安全・安心・快適をすべての人に」の考えを基に、サービスの向上について利用者の側に立った献身的な姿勢が示されている。また、長年の受託経験や地元事業者としての利点を生かし、安全かつ安定的な校外事業の実施について、指定管理者として責任を持ち取り組む意欲が高い。

(7) 施設管理の安全性への配慮

日常設備点検体制、衛生管理体制および各種事象に対応したマニュアルが整備され、定期的な確認・訓練体制が整えられている。また、警察、消防、保健所等と連携し、社内に安全衛生委員会および危機管理委員会を設置する等の危機管理に関する継続的な取組を行っており、施設の安全な運営に努めている。

(8) 施設管理運営体制

地元事業者として、地域関係者との日常的な協力・信頼関係の構築、地域主催事業への参加、校外事業実施時の連絡・調整等を行い、地域との円滑な関係の構築に積極的に取り組んでいる。従業員は地元地域から雇用しており、施設の周辺環境を熟知し、地域の人的ネットワークも有していることから、夜間も含め、不測の事態に適切かつ

迅速な対応が図れる体制を整えている。また、接遇研修および他の事業所へのジョブトレーニングを実施する等、職員の育成に努めている。

(9) 利用者への対応（接遇を含む。）

苦情処理マニュアルを整備し、社内に、苦情処理委員会を設置することで、様々な状況に対応できる施設運営に努めている。また、接遇研修を実施し、接遇マニュアルを作成する等、職員の接遇マナーの向上に努めている。

(10) 学校事業の受入態勢

校外事業の計画段階から実施期間中に至るまで、担当職員を配置し、各活動場所における危険箇所や災害発生時の避難場所の案内等、経験を生かした様々な支援を行うとともに、突発的な事象にも適切に対応している。特に、特別支援学級による宿泊学習においては、担当職員の配置に加え、必要に応じて施設内の安全対策や屋外活動時の緊急事態に備えた車両の同行等、行程のほぼ全般にわたりきめ細やかな配慮および支援を行っている。また、児童・生徒に対するアレルギー対応食の提供においては、教員や保護者等と事前の綿密な打合せや情報の交換を行い、より安全な食事の提供に努めるとともに、通常のメニューに類似した食事を提供する等の児童・生徒の心理面にも配慮した取組を行っている。さらに、クラフト教室、星座観察会、ベルデの森トレッキング等の児童が自然を楽しみながら学ぶことができる独自の事業を展開しつつ、新規事業の提案に向けた取組を行っている。これらの受入態勢に対する学校の評価が高い。

## 指定管理者選定の審査結果（練馬区立軽井沢少年自然の家）

評価項目・評価基準	配点	得点
<b>1 団体の安定性・継続性</b> (1) 利益を上げる力の有無 (2) 事業効率の状況 (3) 資金力の有無 (4) 借入金の返済能力の有無 (5) 経営の安全性	10点	6点
<b>2 団体の理念・姿勢および団体運営の透明性・公正性</b> (1) 団体の基本理念・経営理念の明文化とその内容 (2) 団体の基本理念・経営理念の職員・利用者への周知 (3) 個人情報保護制度の有無、または、制度化する意思の有無 (4) 情報公開制度の有無、または、制度化する意思の有無	5点	4点
<b>3 団体運営における法令等の遵守状況</b> (1) 法令等の遵守状況（労働関係法令の遵守を含む。） (2) 理事会・役員会などの構成の適正性 (3) 理事会・役員会などの定期的開催	5点	4点
<b>4 運営実績</b> (1) 当該施設を運営するに足る実績の有無 (2) 既に運営している施設の状況 (3) 過去のトラブルへの対応状況	10点	8点
<b>5 効率的運営・効率化への取組</b> (1) 人員配置の適正性 (2) 多様な雇用形態の職員を配置する工夫の状況 (3) 再委託の範囲の適正性 (4) 事業計画と収支計画の適正性 (5) 経営努力に関する提案内容	15点	12点
<b>6 受託への熱意・意欲</b> (1) 施設設置目的との整合性 (2) 具体的で独創的な提案の有無	5点	4点
<b>7 施設管理の安全性への配慮</b> (1) 日常的な点検体制の有無・程度 (2) 危機管理体制の有無・程度 (3) 管理上の不具合や小さな問題の区への報告に関する姿勢 (4) 食事提供における衛生管理体制	15点	12点
<b>8 施設管理運営体制</b> (1) 現在のサービス水準の維持 (2) 利用者ニーズへの対応や質の高いサービス提供に向けた提案内容 (3) 職員に対する研修体制 (4) 施設に関する区の計画・方針に対する理解 (5) 練馬区環境方針、災害時の対応等、区の方針・事業に対する協力 (6) 少年自然の家の所在する地域との円滑な関係の構築	15点	12点
<b>9 利用者への対応（接遇を含む。）</b> (1) 苦情解決体制の有無、または、設置の意思の有無 (2) 利用者への公平公正な対応 (3) 利用者等の人権に対する姿勢 (4) 職員の接遇に関する取組	10点	8点
<b>10 学校事業の受入態勢</b> (1) 学校事業の受入れに対する基本方針 (2) 学校事業の受入れ時の職員配置 (3) 利用者の安全確保に対する基本方針・取組	10点	10点
合 計	100点	80点